主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の申立て

(原告)

「被告が原告に対し昭和四一年一一月三〇日付でした原告の昭和三九年分の所得税 更正処分のうち所得金額四七八万四、一八九円超える部分を取り消す。訴訟費用は 被告の負担とする。」との判決

(被告)

主文と同旨の判決

第二 原告主張の請求原因

アニー ボロエ派の明 ホボロ 原告は、合同印刷株式会社の取締役であつて、同社ほか二社から給与を受けているものであるが、昭和三九年分所得として、所得金額三七八万九、一八九円、税額八二万三、二四七円と確定申告したところ、被告は、損金五二五万七、八四七円のうち貸倒元本四九一万八、三三三円と公租公課、五万三、三三〇円を否認し、所得額を九七五万五、八五二円、税額を一九三万二、三八〇円と更正した。

原告主張の請求原因事実中、貸倒金の存在とその損金性および利息収入が総所得において占める割合いがその主張のとおりであることは否認するが、その余の主張事実はすべて認める。

収の見込みのないことが確実となつたとはいえない。 また、仮りに原告主張のような貸倒れの事実があつたとしても、原告は、金融業の店舗その他の設備をもたず、従業員も雇つておらず、もとより金融業者としての届出もしていないばかりでなく、貸付けの相手方は、原告と特殊の関係にある者がりであつて、不特定多数の者とはいえないこと、貸付資金は、主として中央信用金庫駒形支店からの借入れによつているが、原告は、その借入れに当り同金庫に対し自己所有の土地を担保に供しているにもかかわらず、も、合金に対ける民党し付けるに際しては何らの担保も徴しておらず、しかも、借入金に対する利率と貸付金の利率とは同一で、原告は、貸付先の小河内観光開発から受領した貸付 利息を受領した都度同日付でそのまま借入先の中央信用金庫駒形支店に支払つていることまた、原告の利息収入の総所得金額において占める割合いは、昭和三九年分については二八万六、一八四円(申告額五二五万七、八四七円)の赤字、昭和四〇年分については、〇・四パーセント(申告額は七〇三万八、六一九円の赤字)にみたないのであるから、原告は、生計の主たる収入を金銭の貸付によつて生ずる利息をもつて賄つているとはいえないこと、そのほか、原告が金銭の貸付のために広告宣伝等の活動を行なつていないこと等からみて、原告の前記資金貸付行為は、非営業貸付であるというべく、したがつて、その貸金元本等の回収不能は、資産損失であつて、所得税法上の必要経費には該当しえないものである。第四 証拠関係(省略)

理 由

原告主張のような経緯によつて本件課税処分が行なわれたことは、被告の認めて 争わないところである。

おもうに、所得税法上債権貸倒れの事実があるといいうるためには、被告主張のごとき事情によつて、債権回収の見込みのないことが確実となつた場合でなければならないと解すべきところ、成立に争いのない乙第三号証および本件弁論の全趣旨によれば、小河内観光開発は、昭和三九年八月二一日の取締役会において原告を含む債権者四名に対する借入金の返済につき協議をしながら、その具体的方策の決定は留保していること、また、原告が右貸金について債権の放棄、債務の免除等をは留保していること、また、原告が右貸金について債権の放棄、債務の免除等をした事実はなく、同会社においても確定決算において債務免除益を益金に計上していないことを認めることができるので、本計算年度において原告主張のごとき債権貸倒れの事実があつたものとは認め難い。

そればかりでなく、およそ資金の貸付行為が所得税法の事業に該当するかどうか は、同法にいわゆる事業の概念につきなんらの規定も設けられていないので、同法 が事業所得と雑所得とを区別して取り扱うこととしている法意と社会通念に照らし て、その営利性、継続性および独立性の有無により、すなわち、具体的には、利息 の多寡、貸付の口数、相手方との関係、貸付の頻度、金額の大小、担保権設定の有 無、貸付資金の調達方法、利息収入の総所得において占める割合い、人的および物 的設備の有無、規模、貸付宣伝広告の状況等諸般の事情を総合判断することによって決定すべきである。ところで、原告が昭和三四年七月より昭和四〇年一〇月までの間小河内観光開発株式会社に対し二二回にわたつて計三、三一九万五、一四六 円、合同印刷株式会社に対して五〇万円、株式会社静わさびに対し二回にわたつて 計六〇〇万円、株式会社森島直線工業所に対し五回にわたつて計一〇〇万円、以上合計四、〇六九万五、一四六円を貸し付け、その間の利息金額が、小河内観光開発分計一二〇万二、六七一円、合同印刷分八、七〇〇円、静わさび分二九二万五、六 合同印刷、小河内観光開発および静わさびの大株主であつて、その代表取締役の地 位にあり、また、森島直線の社長は、小河内観光開発の取締役であり、当時、これ らの会社は、資金繰りが苦しかつたこと、原告は、その貸付に当つては、いずれの場合も担保権の設定を受けておらず、利息の点についても、原告の小河内観光開発に対する貸付金は、主として、中央信用金庫駒形支店からの借入金によっていた。 が、前者の貸付利率も後者の借入利率も、ひとしく日歩三銭であり、小河内観光開 発からの受入利息がそのまま中央信用金庫駒形支店への支払利息に充当されている こと、また、原告は、金融業者としての届出をしておらず、独立した事務所も有し ていたわけではなく、C等を使用して合同印刷の一隅で貸付事務を処理させていた にすぎず、もとより、金融業の宣伝活動を行なつた事実もないことを認めることができ、右認定に牴触する証人Aおよび原告本人の各供述部分は、前掲各証拠と対比してたやすく信用できず、他に右認定を左右するに足りる証拠はない。しかして、右認定に係る諸事実からすれば、前記当事者間に争いのない貸付の期間、回数、金石設定に係る諸事実があれば、前記当事者間に争いのない貸付の期間、回数、金石設定に係る諸事実があれば、前記当事者間に争いのない貸付の期間、回数、金石設定に係る高の名字があれば、前記当事者間に争いのない貸付の期間、回数、金石設定に係る高の名字があれば、前記当事者間に与いなるののでは、 額および利息の多寡等を考慮し、また、右期間内における利息収入の総所得におい て占める割合いが原告主張のとおりであると仮定しても、原告の資金貸付行為は、 いまだこれをもつて所得税法上の事業とは認めることができず、したがつて、右貸 付行為は、非営業貸付であつて、その貸金元本等の回収不能は、資産損失であつ て、所得税法上の必要経費には該当しえないものである。

よつて、以上いずれの点からみても、本件更正処分には原告主張のごとき瑕疵はなく、原告の請求は、その理由がないので、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行訴法七条、民訴法八九条を適用して、主文のとおり判決する。(裁判官 渡部吉隆 園部逸夫 渡辺昭)